# 株式会社 Synspective 定款

平成 30 年 2 月 2 日　設立
平成 30 年 4 月 20 日　改定
平成 30 年 9 月 3 日　改定
平成 31 年 3 月 28 日　改定
令和元年 10 月 1 日　改定
令和 3 年 8 月 6 日　改定
令和 3 年 10 月 4 日　改定
令和 3 年 12 月 23 日　改定
令和 4 年 2 月 16 日　改定
令和 4 年 4 月 1 日　改定
令和 5 年 8 月 7 日　改定
令和 6 年 3 月 28 日　改定
令和 6 年 6 月 7 日　改定
令和 6 年 6 月 24 日　改定

© Synspective Inc.

# 第1章 総則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社 Synspective と称し、英文では Synspective Inc.と表記する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 宇宙機・地上設備及びコンピュータシステム・情報通信ネットワークに関する設計・製造・試験・販売・運用・管理・保守
(2) 宇宙機等が取得したデータの提供及び解析・処理・アプリケーションに関する調査・分析・企画・導入
(3) 宇宙機等に関するグッズの開発と販売
(4) 前各号に関する研究開発及びその成果の提供
(5) 前各号に関する請負・仲介・賃貸借、その他サービスの提供
(6) 前各号に関するコンサルティング・技術指導・講演・教育・執筆
(7) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都江東区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

# 第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、168,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第7条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

© Synspective Inc.

（単元株式数）

第8条　当会社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか必要があるときは、取締役会決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章　株主総会

（招集）

第13条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招集権者及び議長）

© Synspective Inc.

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき、取締役 CEO が招集する。ただし、取締役 CEO に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会において、取締役 CEO が議長となる。ただし、取締役 CEO に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

## 第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任の方法）

第19条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

© Synspective Inc.

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　代表取締役を取締役 CEO とし、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって役付取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役 CEO がこれを招集し、議長となる。

２　取締役 CEO に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

© Synspective Inc.

## 第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第28条　当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

© Synspective Inc.

## 第6章 計算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月末日までとする。

（期末配当金）

第37条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 38 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第39条　剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附則

（電子提供措置等の効力発生日）

第1条　2024年6月7日開催の臨時株主総会の決議による第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。

２　本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

以 上

© Synspective Inc.